時間外労働 に関する協定届休日労働

労働保険番号	3 8 1 0 2 0 6 0 9 5 1 0 0 0 0 0 50 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0
法人番号	8500005005696	

様式第9号の4 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)					協定の有効期間			
医療業 医療法人社 要整形外科			社団 栗整形外科病院 科病院	(〒 799 — 0422) 四国中央市中之庄町398番地1 (電話番号0896 - 24 = 5550)				令和6年4月1日から1年				
									延長することが			
		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満し点)	所定労働時間 (1日) (任意)	111		1 簡月 (①については 45 時間まで、②については 42 時間まで)		1年(①については360時間まで ②については320時間まで) 起算日 (年月日) 令和6年4月1日	
時間							法定労働時間を 超える時間数	官労働時間を える時間数 (任意)	去定労働時間を 届える時間 数	新定労働時間を 超える時間類 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間。 匿える時間。 (任意)
外		急患等、やむを得な	い場合	医師業務	2名		4時間	4時間	45時間	45時間	360時間	360時間
労働	1) 下記②に該当しない労働者	急患等、やむを得る	い場合	事務業務等	14名		4時間	4時間	45時間	45時間	360時間	360時間
l l	2 1年単位の変形労働時間制に	急患等、やむを得な	≀い場合	看護業務	20名		4時間	4時間	42時間	42時間	360時間	360時間
	より労働する労働者	急患等、やむを得た	い場合	リハビリ業務	9名		4時間	4時間	42時間	42時間	360時間	360時間
休日坐	休日労働をさせる必要のある具体的事由		由	業務の種類	労働者数 (満18歳 (以上の者)		所定休日 (任意)		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 体日における始素及び終業の時刻	
働	医療機関の休日当番医等人員が不足する場合等		医師業務・看護業務・リハビリ業 務・事務業務等	32名				1ヶ月あたり1日		9:00~18:00		

【医業に従事する医師】

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師 又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1,860時間)以下でなければならないこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について 面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。)

②(チェックボックスに要チェック)

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 100 時間以上となることが見込まれる場合、以下の措置を講ずること。

1 箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 100 時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと (A水準医療機関で勤務する医師で疲労の蓄積が認められない場合は、100 時間以上となつた後での面接 指導でも差し支えない。)。また、面接指導を行つた医師の意見を睹まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。

② (チェックボックスに要チェック)

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うごと。

協定の成立年月日

令和6年 3月 21日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(職場集会での挙手による選出

事務職 事務職 由美

- 6. 3. 28

☑ (チェックボックスに要チェック)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

図(チェックボックスに要チェック) 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 図(チェックボックスに要チェック)

令和6年 3月 28日